

愛 知 県 ビ ー チ ボ ー ル 協 会 規 約

第1章 名称及び事務局

第 1 条 本会は愛知県ビーチボール協会（以下「協会」という。）と称する。

第 2 条 本会の事務局は、会長の指定する場所におく。

第2章 目的及び事業

第 3 条 本会は愛知県内のビーチボール愛好者の統一機関であり、ビーチボール競技の健全な普及発展と会員相互の親善を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 愛知県内の競技会の開催並びに後援
- 2) 各種大会の企画運営
- 3) ビーチボールの研究普及講習会の実施並びに後援
- 4) 加盟団体相互の連絡
- 5) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第 5 条 本会は愛知県内の市町村ビーチボール団体（以下「加盟団体」と言う。）をもって組織する。ただし、市町村合併があったときには、1年間以前のままとすることができる。

第4章 役 員

第 6 条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| 1) 顧 問 若干名 | 2) 会 長 1 名 | 3) 副 会 長 2 名 |
| 4) 理 事 長 1 名 | 5) 副理事長 1 名 | 6) 審判部長 1 名 |
| 7) 普及競技部長 1 名 | 8) 会 計 1 名 | 9) 書 記 1 名 |
| 10) 監 事 2 名 | 11) 事務局長 1 名 | 12) 常任理事 若干名 |
| 13) 理 事 若干名 | | |

第 7 条 会長、副会長は理事会において選任する。

第 8 条 理事は各加盟団体毎に1名、常任理事は、会長が特に必要と認め推薦し、理事会で承認を得たものとする。

第 9 条 監事は理事会において選任する。

第5章 役員の任務

- 第 10 条 会長は本会を代表して会務を統轄し、理事会の議長となる。
- 第 11 条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代理する。
- 第 12 条 理事長は理事会の定めに従い会務の執行にあたる。
- 第 13 条 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代理する。
- 第 14 条 審判長は審判技術等の向上に努める。
- 第 15 条 普及競技部長はビーチボール競技人口の増加に広く努める。
- 第 16 条 会計は会長の命を受け経理を整理する。
- 第 17 条 監事は本会の会務、会計を監査する。
- 第 18 条 書記は会長の命を受け記録を整理する。
- 第 19 条 事務局長は理事長の命を受け事務を整理する。
- 第 20 条 常任理事会は会務を処理する。
- 第 21 条 理事会は会の重要事項を審議決定する。
- 第 22 条 役員の任期は2期とする。ただし、再任は妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 23 条 本会の顧問を若干名置く事が出来る。
1) 顧問は理事会の議を経て会長が委嘱する。
2) 顧問は重要事項の諮問に応ずる。

第6章 会 議

- 第 24 条 本会の会議は理事会、常任理事会とする。
- 第 25 条 理事会は会長が必要と認めた時もしくは、理事3分の1以上から会議の目的事項を掲示して請求があった場合は、すみやかに臨時理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会は年1回定期的に開催し、役員の2分の1以上出席をもって成立し、これをもって総会とする。

第 26 条 理事会は本会の決議機関であり、次のものは理事会の議を経なければならない。

- 1) 予算及び決算に関すること。
- 2) 事業計画に関すること。
- 3) 役員の選任に関すること。
- 4) 規約の制定及び改正に関すること。

第 27 条 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

第 28 条 常任理事会は本会の執行機関であり、理事会の決議に基づき会務を執行する。

第 29 条 理事会は2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の決議をもって定める。可否同数の場合は議長の決するところとする。但し、本会の規約改正は理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 会 計

第 30 条 本会の経費は会費、補助金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってそれにあてて。

第 31 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 加 盟

第 32 条 本会に加盟しようとするものは、理事会の承認を得なければならない。

第9章 専門部会

第 33 条 本会の業務を遂行するために専門部会を置くことが出来る。

附 則

本規約の施行に必要な細則は別に定める事が出来る。

本規約は、平成 5 年 2 月 1 4 日より施行する。

平成 7 年 3 月 5 日一部改正

平成 1 2 年 4 月 1 日一部改正

平成 1 4 年 4 月 1 日一部改正

平成 2 9 年 4 月 1 5 日一部改正

平成 3 0 年 4 月 7 日一部改正

愛 知 県 ビ ー チ ボ ー ル 協 会 細 則

第 1 条 第30条に規定する会費は、次の通りとする。

- 1) 加盟団体は、会費として年額一人200円とする。
2019年度より会費として年額一人300円とする
- 2) 会員数は、4月1日現在とし、4月中にその金額を納入する。
- 3) 加盟団体全員が、県協会に加入することを原則とする。
- 4) 本会を退会する場合、会費は一切返金しない。

第 2 条 慶弔規定について

第6条に定められた役員が死亡したときは、代表者が会葬し、御香典5,000円供えるか、生花一對を供える。

第 3 条 参加資格（年齢・県外）について

- 1) 県大会・ジャパンカップ・全国大会において、大会要綱の年齢とする。
- 2) ジャパンカップ・全国大会において、他県に登録して参加することはできない。
- 3) 違反に対するペナルティについて
県の主催する大会に1年間の出場停止（そのチーム及び個人）とする。

第 4 条 大会参加申込書について

大会参加申込書の責任者は、各市町村の長（会長又は理事）とする。

本細則は、平成14年4月 1日より施行する。

平成16年4月 1日一部改正

平成24年4月 1日一部改正

平成29年4月15日一部改正

平成30年4月 7日一部改正